

施設基準等の届出に関するよくあるご質問【薬局】

関東信越厚生局新潟事務所

【質問一覧】

○調剤報酬改定関係

(問1) 調剤報酬改定の告示や通知についてはどこで確認ができますか。

○届出書の提出

(問2) 届出用紙を入手するにはどうしたらよいですか。

(問3) 届出書は何部提出するのですか。

(問4) 届出書を提出する際に、連絡先や送付書類の内訳を記載した送付書を添えた方がよいですか。

(問5) 特掲診療料の施設基準に係る届出書(別添2)の「届出番号」は何を記載すればよいですか。

(問6) 特掲診療料の施設基準に係る届出書(別添2)の「連絡先の担当者氏名」は誰を記載すればよいですか。

(問7) 特掲診療料の施設基準に係る届出書(別添2)に押印は必要ですか。

(問8) 届出書はホチキス留めした方がよいですか。

(問9) 特掲診療料の別添2の続紙(「今回届出」、「既届出」等の施設基準をチェックするリスト)を添付する必要はありますか。

(問10) 届出書の締切日を教えてください。(★今回更新)

(問11) 届出書の提出は、窓口を持参しないといけませんか。また、郵送する場合のあて先を教えてください。

(問12) 受付窓口の時間を教えてください。

○届出書の提出後

(問13) 郵送で送った届出書が届いているか確認したいのですが。

(問14) 受理通知書が届いていませんが算定してしまってよいですか。

(問15) 届出した内容に変更が生じた場合はどうすればいいですか。

(問16) 施設基準の要件を満たさなくなった場合はどうすればよいですか。

施設基準等の届出に関するよくあるご質問【薬局】

関東信越厚生局新潟事務所

（問 17）施設基準に係る辞退届の「5. 算定辞退年月日」は、月末ですか1日ですか。

○各施設基準

（問 18）調剤基本料の届出、地域支援体制加算の届出で「全処方箋の受付回数並びに主たる保険医療機関に係るものの受付回数及びその割合」の期間はいつからいつまでですか。（★今回更新）

（問 19）調剤基本料の届出、地域支援体制加算の届出で処方箋の受付回数及び集中率を算出する際、対象となる処方箋は健康保険、国民健康保険及び後期高齢者医療等に係る処方箋であり、公費、労災保険及びこれらの併用（健康保険、国民健康保険及び後期高齢者医療等との併用を除く。）に係る処方箋は含まれますか。

（問 20）後発医薬品調剤体制加算の届出の様式 87 について、「直近3か月間の合計」の期間はいつにしたらよいですか。（★今回更新）

（問 21）後発医薬品調剤体制加算について、2から1へ届出する場合等（又はその逆）、後発医薬品調剤体制加算2の辞退届は必要ですか。

（問 22）かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料で、「医療に係る地域活動の取組に参画していること」とありますが、具体的にはどのような取組が該当しますか。

○その他

（問 23）現在、どの届出を届出しているかわからなくなってしまった場合は、どうしたらよいですか。

（問 24）保険薬局の移転・法人化・交代等に伴い、さかのぼって保険指定を申請すること（遡及指定）になりました。施設基準の届出は改めて必要ですか。

（問 25）基準を満たしていればよく、届出を行う必要はない施設基準にはどのような施設基準がありますか。（★今回更新）

施設基準等の届出に関するよくあるご質問【薬局】

関東信越厚生局新潟事務所

(問 26) 施設基準の届出以外に必要な届出や報告はありますか。

(問 1 - 1) 診療報酬改定の告示や通知についてはどこで確認ができますか。

(答) [こちら](#)の厚生労働省ホームページから確認ができます。

(問 2) 届出用紙を入手するにはどうしたらよいですか。

(答) 関東信越厚生局ホームページからダウンロードできます。

(問 3) 届出書は何部提出するのですか。

(答) 1部提出してください。なお、提出した届出書の写しを適切に保管してください。(2部提出していたものが、平成30年4月から変更になりました。)

届出書は、

- ① 「特掲診療料の施設基準に係る届出書(別添2)」
 - ② ○○の施設基準に係る届出書添付書類(様式○)
 - ③ 様式の「記載上の注意」に指示がある場合はその添付書類
- の3点から構成されます。事務処理後に受理通知書を薬局へ送付します。

(問 4) 届出書を提出する際に、連絡先や送付書類の内訳を記載した送付書を添えた方がよいですか。

(答) 届出書のみで結構です。連絡先は特掲診療料の施設基準に係る届出書(別添2)に記載してください。

(問 5) 特掲診療料の施設基準に係る届出書(別添2)の「届出番号」は何を記載すればよいですか。

(答) 厚生局で番号を記載するので、空欄のままで結構です。

施設基準等の届出に関するよくあるご質問【薬局】

関東信越厚生局新潟事務所

（問６）特掲診療料の施設基準に係る届出書（別添２）の「連絡先の担当者氏名」は誰を記載すればよいですか。

（答） 審査の際に不明な点がある場合に連絡をしますので、その施設基準の内容がわかる方の記載をお願いします。（代表者でなくて結構です。）

（問７）特掲診療料の施設基準に係る届出書（別添２）に押印は必要ですか。

（答） 令和３年２月から押印は不要になりました。（押印して提出してしまった場合でも、受付します。）

（問８）届出書はホチキス留めした方がよいですか。

（答） できるだけ、クリップで留めていただきますようお願いいたします。

（問９）特掲診療料の別添２の続紙（「今回届出」、「既届出」等の施設基準をチェックするリスト）を添付する必要はありますか。

（答） 平成２８年４月から、添付は不要になりました。届出時の確認に使用してください。

（問１０）届出書の締切日を教えてください。

（答） 毎月１日（１日が閉庁日の場合は、翌開庁日）になります。（例：１０月１日受付→１０月１日から算定可能。１０月２日→１１月１日から算定可能。）

ただし、令和４年４月に限り、令和４年４月２０日（水）までに届出した場合は、令和４年４月１日にさかのぼって算定できます。

具体的には、[こちら](#)のページの「各種の申請・届出の提出先及び締切日について」をご覧ください。

施設基準等の届出に関するよくあるご質問【薬局】

関東信越厚生局新潟事務所

（問 11）届出書の提出は、窓口を持参しないといけませんか。また、郵送する場合のあて先を教えてください。

（答） 郵送でも結構です。ただし、届出書が届いた日が受付日になりますので、締切日が近い場合はご注意ください。（※FAXでの受付はしていません。）

あて先

〒950-0088

新潟市中央区万代 2-3-6 新潟東京海上日動ビルディング 1 階

関東信越厚生局 新潟事務所 審査課

（問 12）受付窓口の時間を教えてください。

（答） 午前8時30分から午後5時15分までです。

（問 13）郵送で送った届出書が届いているか確認したいのですが。

（答） 毎日、大量の届出書が届いていますので、到着のご確認はご遠慮いただいています。届け先に配達したことが確認できるサービス（書留、レターパック等）をご利用ください。

（問 14）受理通知書が届いていませんが算定してしまってよいですか。

（答） 届出の要件を満たしていれば、届出をした日の翌月1日（月の最初の開庁日に届出した場合は、当月1日）から算定は可能です。届出書に不備や確認すべき事項があれば担当から連絡しますので、指示に従ってください。

（問 15）届出した内容に変更が生じた場合はどうすればいいですか。

（答） 原則不要です。（平成30年4月から変更になりました。）

（問 16）施設基準の要件を満たさなくなった場合はどうすればよいですか。

（答） 「施設基準に係る辞退届」を提出してください。届出書は[こちら](#)です。

施設基準等の届出に関するよくあるご質問【薬局】

関東信越厚生局新潟事務所

(問 17) 施設基準に係る辞退届の「5. 算定辞退年月日」は、月末ですか1日ですか。

(答) 1日付けで届出してください。

(問 18) 調剤基本料の届出、地域支援体制加算の届出で「全処方箋の受付回数並びに主たる保険医療機関に係るものの受付回数及びその割合」の期間はいつからいつまでですか。(★今回更新)

(答) 前年の3月1日以前に指定されている薬局については「前年の3月から当年の2月」になります。例えば、令和3年3月1日以前に指定された薬局で令和4年4月に届出する場合は、「令和3年3月から令和4年2月まで」です。

なお、前年3月1日以降に指定された薬局(遡及指定を除く)については、[こちらの通知](#)の14ページ「(13) 調剤基本料の施設基準」をご覧ください。

(問 19) 調剤基本料の届出、地域支援体制加算の届出で処方箋の受付回数及び集中率を算出する際、対象となる処方箋は健康保険、国民健康保険及び後期高齢者医療等に係る処方箋であり、公費、労災保険及びこれらの併用(健康保険、国民健康保険及び後期高齢者医療等との併用を除く。)に係る処方箋は含まれますか。

(答) 含まれません。

(問 20) 後発医薬品調剤体制加算の届出の様式87について、「直近3か月間の合計」の期間はいつにしたらよいですか。

(答) 例えば、令和4年4月1日から4月30日までに届出する場合、期間は「令和4年1月～令和4年3月」になります。

(問 21) 後発医薬品調剤体制加算について、2から1へ届出する場合等(又はその逆)、後発医薬品調剤体制加算2の辞退届は必要ですか。

(答) 必要です。届出書は[こちら](#)です。

施設基準等の届出に関するよくあるご質問【薬局】

関東信越厚生局新潟事務所

（問 22）かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料で、「医療に係る地域活動の取組に参画していること」とありますが、具体的にはどのような取組が該当しますか。

（答） 地域の行政機関や医療関係団体等が主催する住民への説明会、相談会、研修会等への参加や講演等の実績に加え、学校薬剤師として委嘱を受け、実際に児童・生徒に対する医薬品の適正使用等の講演等の業務を行っている場合が該当します。なお、企業が主催する講演会等は、通常、地域活動の取組には含まれないと考えられます。（平成 28 年 3 月 31 日付け疑義解釈資料その 1）

この他には平成 28 年 5 月 19 日付け[疑義解釈資料の送付について（その 3）](#)をご覧ください。

（問 23）現在、どの届出を届出しているかわからなくなってしまった場合は、どうしたらよいですか。

（答） 関東信越厚生局の「届出受理医療機関名簿」で確認できます。[こちらの](#)ページの「施設基準の届出状況（全体）（届出受理医療機関名簿）」から「新潟県」の欄をご覧ください。

（問 24）保険薬局の移転・法人化・交代等に伴い、さかのぼって保険指定を申請すること（遡及指定）になりました。施設基準の届出は改めて必要ですか。

（答） 遡及指定日以降も同様に算定する場合は、届出が必要です。届出の方法については、指定申請書提出時にご案内しますので、確認の上届出をお願いします。

施設基準等の届出に関するよくあるご質問【薬局】

関東信越厚生局新潟事務所

（問 25）基準を満たしていればよく、届出を行う必要はない施設基準にはどのような施設基準がありますか。（★今回更新）

（答） 届出を行う必要はない薬局の施設基準は次のとおりです。（令和4年4月以降に設定されました。）

- ・調剤管理加算
- ・電子的保健医療情報活用加算
- ・服用薬剤調整支援料2のイ

（問 26）施設基準の届出以外に必要な届出や報告はありますか。

（答） 届出・報告の必要があるものは次のものがあります。

- ・ [保険薬局の指定等に関する申請・届出](#)
- ・ [保険薬剤師の登録等に関する申請・届出](#)
- ・ [在宅患者訪問薬剤管理指導の届出](#)
- ・ [妥結率に係る報告](#)（毎年10月～11月）
- ・ [施設基準の届出状況等の報告](#)（毎年7月の定例報告）（厚生局から通知をお送りします。）